

会 議 記 録			
会議の名称	京都スタジアム（仮称） 検討特別委員会（協議会）		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	平成29年8月8日（火曜日）	開 議	午後 1時30分
		閉 議	午後 2時45分
出席委員	◎木曾 ○藤本 三上 山本 平本 福井 菱田 小島 馬場 石野 ＜湊議長＞ （欠席：齊藤、明田）		
出席者	＜京都府＞ 【文化スポーツ部】稲垣副部長、山本理事 [スポーツ施設整備課]星野課長 ＜亀岡市＞ 【環境市民部】塩尻部長 [環境政策課]中川環境管理監 【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長 [都市整備課]笹原課長、山内区画整理担当課長 [政策交通課]伊豆田課長 【市長公室】桂理事		
事務局出席者	片岡事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長		
傍 聴	市民4名	報道関係者1名	議員5名（富谷、小川、奥野、並河、西口）

会 議 の 概 要

13：30

1 開議（木曾委員長あいさつ）

＜木曾委員長＞

本日、明田委員及び齊藤委員から、欠席届が提出されているので報告する。
また、報道機関から撮影の許可申請がでているので、これを許可する。

日程説明

[事務局長 説明]

2 案件

（1）京都スタジアム（仮称）の設計概要（案）について

＜木曾委員長＞

本日は、京都府の文化スポーツ部に出席いただき、京都スタジアム（仮称）の設計概要（案）について、説明を受ける。説明の後、質疑を実施する。

[京都府文化スポーツ部、亀岡市まちづくり推進部 入室]

[京都府文化スポーツ部副部長 あいさつ]

13：34

[質疑]

<馬場委員>

今日の説明は、実施設計を基にした内容であるのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

実施設計を基にした内容である。

<馬場委員>

実施設計は完成したと理解してよいか。

<京都府文化スポーツ部理事>

設計は完成しており、発注の準備を進めている。最終的な手続きが完了するには、もう少し時間をいただくこととなる。

<馬場委員>

それは8月下旬になるのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

8月末よりもう少し時間がかかることとなる。

<馬場委員>

高低差がゼロピッチから1.2メートルに変更になったが、そのメリットとデメリットは。

<京都府文化スポーツ部理事>

基本設計ではゼロピッチという一つの手法を記載していたが、メリットは天然芝の通風を確保できることである。観客目線で見たときにグラウンドに少しでも近づくという点では、ゼロピッチの方がよいという意見もあるが、1.2メートルでも十分臨場感があると考え、デメリットはほぼないと考える。

<馬場委員>

商業ゾーンが位置付けられているが、アユモドキの観点からの危うさはないのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

商業ゾーンが直接影響することはない。事業評価調書等で説明したが、ほぼ現状の騒音レベルとなる。日常であればほぼ変わらないし、試合のある時でもほぼ変わらないレベルである。

<福井委員>

設計ができて入札になると思うが、スケジュールはどうなっていくのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

工事着工は来年1月になる。それまでに今月を含め、できるだけ速やかに工事の入札公告にとりかかりたい。非常に金額の大きな案件となるので、12月の府議会で承認をいただければ、契約締結することとなる。

<福井委員>

詳細設計ができた時点で、地元説明されると思っているが、入札完了後であれば、工事車両のダンプがどこを走り、工事の振動はどうなるか等が明らかになるのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

工事計画を含め、どこを通るかについては、業者が決まった段階で打ち合わせることとなる。7月10日に市民説明会を行ったが、京都府としては地元の各自治会に、亀岡市と一緒に説明していきたいと考え、入札と説明を並行してしっかりと実施していく。地域の皆さんの声を聞いたうえで、地域要望も含め対応を検討したうえで、近接住民にはさらに説明会を実施していきたい。

<馬場委員>

今日は、矩計図、平面詳細図、部分詳細図、天井伏図、構造図等を提示し議論できると思っていた。それらを議会に閲覧する考えはあるのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

それらの図面は実施するための図面である。この委員会に必要なかは、考え方をよくお聞きし判断する必要があると考える。業者の積算、入札額の決定等に関するもので、入札に必要な情報であり、出すのはいかなものかと考える。工事の入札に直接関係する資料は、必要な手続きに沿って処理していきたい。必要な資料であれば説明していく。

<馬場委員>

座長提言では地下水保全等を行えば、アユモドキの存続は可能であるとされているが、どういう形で工事されるのか。1月にアユモドキの越冬地で工事するということであり、しっかりとした説明がなければ、認められないと私は思っている。

<京都府文化スポーツ部理事>

5月17日に第34回環境保全専門家会議を開催し、1月の越冬期を含めて工事着手した場合や地下水の影響について、必要な解析を行ったうえで専門家の判断をいただいております。アユモドキについては一定の整理ができています。

<馬場委員>

そこが事業ありきで、京都府のおかしなところである。日本魚類学会の2月1日の意見書では、アユモドキへの影響を結論付けるには疑問があるとされている。これに答えるべきではないか。

<京都府文化スポーツ部理事>

その内容は承知している。5月17日の環境保全専門家会議では、その内容とシミュレーションの結果もふまえ、評価いただいたものである。

<馬場委員>

かなり否定的な意見もあるように聞いているが、その点は認識しているのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

日本魚類学会、日本生態学会、環境保護団体を含め、すべて説明している。その中で、必要な情報を出したうえで、理解いただいている。5月17日以降、各団体から目立った批判を受けている状況ではない。

<平本委員>

南区にある広域スポーツセンター機能を、このスタジアムに移す考えはあるのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

スポーツの各競技団体を統合している府体育協会が南区にある。そこがこちらに移る計画はない。商業ゾーンを設けた一番の理由は、日常のにぎわいがないことである。にぎわいは試合のときだけしかないことが、全国的にも課

題になっている。ここは駅に近く、色々な可能性を秘めており、有効活用していくことができる。クライミングウォールを設けるが、他施設では大抵そこは駐車場になっている。まちづくりをどうするかという課題でもあるが、多方面に使えるスペースを設けていく。今後、こういった企業や商店等に来てもらうかについて、まちづくりと連動して議論いただくことは必要だと考えている。

<湊議長>

防災備蓄倉庫に期待しているが、トラックヤードのような大きなスペースがないのではないのか。どのような計画になっているのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

資料P 5、バックヤード側に500㎡から700㎡のスペースがあり、そこが防災備蓄倉庫となる。三角になっている部分もあるが、高さは3メートルから4メートルあり、防災部門と連携し中部地域に必要な備蓄倉庫として、フォークリフトで吊り下げができ、トラックも横付けできる。毛布や乾パンを必要数確保できるスペースを設けることとする。

<湊議長>

兵庫県立三木総合防災公園屋内テニスコートを視察した時に、広大な敷地の中に色々な防災備蓄品が置いてあった。あのようなものを設置したいと考えるがどうか。

<京都府文化スポーツ部理事>

三木総合防災公園は圏域の防災備蓄拠点として位置づけられており、大規模な空間を利用している。今回、スタジアムはコンパクトにして、限られた空間を有効利用する考えであり、特に南丹エリアを含め、防災備蓄品が不足する分を確保していく。防災部門と連携する中で、計画に入れたものである。三木の場合は、県の大きな防災拠点であり、整合しないところはある。可能な限り確保したということで理解いただきたい。

<藤本副委員長>

ダンプの搬入経路や杭の打ち込み時期等、詳細な内容はわかるのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

自治会単位の説明会については、亀岡市とも相談して8月以降に早急に実施していきたい。契約締結議案を12月の府議会に提案する予定であり、その前には業者が決まるので、仮契約の段階で工事の施工計画について協議していくこととなる。その段階で、沿道地域への説明会を開催していく。現場の仮囲みは並行して行うが、同時に工事搬入ルートの説明を行う。環境保全専門家会議では、越冬期に杭打ちを行うと説明している。騒音振動値の大きな機械を使うため、繁殖期前の概ね2月から5月までには杭工事を終えていく。アユモドキに配慮しながら工程を考えていきたい。

<藤本副委員長>

商業ゾーンへの誘致を10店舗とされているが、地元業者の参画はあるのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

京都府がすべてを行うのではなく、スタジアムを運営する事業体が必要となる。そこからの提案も含めて、スタジアムを活用し、まちづくりにいかに貢献するかというスタンスで考えている。地元企業に参画いただけるのであれば、地産地消の事業ができる。それが地域にメリットがあるのであれば、制

限なく幅広く考えていくべきと考える。

<三上委員>

地震の揺れや、液状化についてはどう考えているのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

京都府の防災マップにより考え方は示されている。堅牢な砂礫層に支持層を設け、建物を杭で支持するように考えている。中間層に調査しきれなかった液状化層があったとしても、建物自体が沈下することはない。建築基準法で示された大規模地震の基準に沿った耐震計算をしているので、スタジアムが傷むことはない。

<三上委員>

京都府のハザードマップでも液状化が起りやすい地域に入っていると思うが、それに対応できる設計がされていると理解してよいのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

その通りである。

<三上委員>

4年前の水害規模となれば、防災拠点として活用する機能としては問題ないのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

平成25年の台風18号の際には、8時頃が最も桂川の水位が高かったが、駅前には90.6メートルの標高であり浸水はなかった。区画整理事業組合によると、90.5メートルから91メートルの盛り高があるということであり、道路を通じて保津橋を経るルートは確保できている。その中でスタジアムにできる防災機能を最大限に活用できると考えている。

<三上委員>

その時に春日坂が浸かっていたが、そのことも想定しているのか。

<京都府文化スポーツ部理事>

クニッテルフェルト通りから駅前のロータリーに直接入るルートを想定し、区画整理事業地内の道路の様々なルートを確認しながらスタジアムの機能を最大限に活用したい。

<三上委員>

市民はそこを心配しているので、しっかりと含んでいただきたい。

<木曾委員長>

入札に関わる点と府議会に関わる点は、府としても出せないと考える。工事が1月に始まると想定した場合、これから4ヵ月の期間で工事車両の搬入路等について、地元説明会を実施すると説明されたが、期間的に切迫してくるのではないかと。また、工事車両は迂回しないと、クニッテルフェルト通りや国道9号は渋滞している状況にあるので、違うルートを考えていただく必要があるのではないかと。この点について、京都府としての方向性はどうか。

<京都府文化スポーツ部理事>

地元説明会については、どの自治会エリアで行うのかは亀岡市とも相談し、スタジアム周辺だけでなく、心配されている所へ説明にいかねばならないと考えている。国道9号の渋滞状況やクニッテルフェルト通りへの工事車両の搬入、また、宇津根橋の状況を考えると、月読橋、保津橋を含めどのルートが一番よいのか、地域への説明で状況を聞く中で、発注者として亀岡市

の実態を含めて、考えていく必要がある。工事業者が決まった段階で確認していくことが必要となる。通行時間帯を含め、様々な点で市民生活に影響のないような工事計画を立てることが重要であると理解している。

<木曾委員長>

幅広く意見を聞いて、工事をスムーズに行っていただけると受け止めた。その中には必ず、子どもたちの通学路の問題が出てくる。過去に安詳小学校の通学路で大きな事故が起こり、大切な命をなくした。工事車両は通学路を避けていただくこと、また、通学時間帯の走行は避けていただくことを十分にふまえた中で、地元説明を行っていただくことでよいか。

<京都府文化スポーツ部副部長>

今の意見や地元の意見をふまえ、しっかりと調整し安心、安全な工事に努めていきたい。

<木曾委員長>

私の地元は篠町であり、また、事故の当時に議長であったので状況はよく存じている。もしものことがあれば大変なことになる。通学路への工事車両の搬入は避けていただきたいと願う。

ここで8月3日に行われた、亀岡市景観審議会の内容について、竹村部長から説明いただく。

<まちづくり推進部長>

8月3日に第4回の亀岡市景観審議会を開催した。議題は、景観法に基づく通知に関する事前協議について（京都スタジアム（仮称））である。当日の委員会資料は、議員には3日に配付したが、審議会の結果の概略を簡単に報告する。景観法では、計画区域内において、建築物の新築等を行う場合は、景観調整団体の長に届け出なければならない。亀岡市景観計画では、地域全域を景観区域としている。亀岡駅北地区は都市景観形成地区に分類されており、高さ13メートルを超えるか建築面積が100㎡を超える建築物は、届け出が必要としている。ただし、今回の行為は京都府が行う行為であり、地方公共団体が行う行為については、景観法の規定により届出ではなく、亀岡市長に通知することとなっている。これにより、京都スタジアム（仮称）の建築行為に対しては、知事から市長に通知することとなるが、亀岡市景観条例の規定に、届出や通知に先立ち事前協議ができる旨の定めがある。今般、京都府知事から亀岡市長に事前協議書が提出されたので、事務局として亀岡市景観計画に定める景観形成基準への適合について、確認したところであるが、京都スタジアム（仮称）については市民の注目を集める施設でもあり、景観に大きな影響を与える施設でもあるので、事務局の確認だけに留めず、亀岡市景観審議会に景観基準への適合について、意見を聞いたものである。亀岡駅北地区における景観形成基準は、山並みと調和するスカイラインを形成するよう工夫した屋根とすることや、圧迫感の軽減を図った外壁とすること等の規定が12項目定められている。今回の景観審議会では、京都府から説明を受け、基準に対する確認をいただいた結果、京都スタジアム（仮称）の建築計画については、亀岡市景観計画に適合しており、異議なしという答申をいただいた。これにより、今後京都府から景観法に基づく通知を受け、審査のうえ適合通知を出すことで、亀岡市景観条例に基づく京都スタジアム（仮称）の手続きは完了することとなる。なお、審議会からの附帯意見として、牛松

山の眺望への配慮や自然景観との調和、周辺の緑化についても亀岡盆地の自然や亀岡らしさに配慮するとともに、施設への木材利用について府内産木材の活用、駐車場緑化による雨水の健全な循環、環境負荷への軽減に配慮を尽くすなどが付け加えられた。附帯意見については、今後京都府と連携して協議し、可能な範囲で対応していく考えである。

<木曾委員長>

景観審議会の件については、報告を受けるのみとする。

14 : 45